

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照表
 ○登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
<p>第十五条 文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。</p>			
<p>（公示）</p>			
一 (略)	(略)	一 (略)	(略)
二 法第四十一条の四の規定による届出（代表者の氏名の変更に係るものを除く。）があったとき。	(略)	二 法第四十一条の四の規定による届出があったとき。	(略)
三 六 (略)	(略)	三 六 (略)	(略)
<p>第二十九条 文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。</p>			
<p>（公示）</p>			
一 (略)	(略)	一 (略)	(略)
二 法第四十一条の十六において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出	(略)	二 法第四十一条の十六において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出	(略)

(代表者の氏名の変更に係るものを除く。)があつたとき。	
三〇六 (略)	(略)

(公示)

第四十三条 文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。

一 (略)	(略)
二 法第四十一条の十八において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出(代表者の氏名の変更に係るものを除く。)があつたとき。	
三〇六 (略)	(略)

(公示)

第五十七条 文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。

一 (略)	(略)
二 法第四十一条の二十二にお	(略)

があつたとき。	
三〇六 (略)	(略)

(公示)

第四十三条 文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。

一 (略)	(略)
二 法第四十一条の十八において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出があつたとき。	
三〇六 (略)	(略)

(公示)

第五十七条 文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。

一 (略)	(略)
二 法第四十一条の二十二にお	(略)

いて読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出（代表者の氏名の変更に係るものを除く。）があつたとき。

三〇六（略）

（略）

（公示）

第七十一条 文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。

一（略）

（略）

二 法第四十一条の二十四において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出（代表者の氏名の変更に係るものを除く。）があつたとき。

（略）

三〇六（略）

（略）

（公示）

第八十四条 文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。

一（略）

（略）

いて読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出があつたとき。

三〇六（略）

（略）

（公示）

第七十一条 文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。

一（略）

（略）

二 法第四十一条の二十四において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出があつたとき。

（略）

三〇六（略）

（略）

（公示）

第八十四条 文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。

一（略）

（略）

二 法第四十一条の二十八において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出（代表者の氏名の変更に係るものを除く。）があつたとき。	(略)
三〇六 (略)	(略)

(公示)

第九十六条 文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。

一 (略)	(略)
二 法第四十一条の三十二において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出（代表者の氏名の変更に係るものを除く。）があつたとき。	(略)
三〇六 (略)	(略)

(公示)

第七十条 文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。

二 法第四十一条の二十八において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出があつたとき。	(略)
三〇六 (略)	(略)

(公示)

第九十六条 文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。

一 (略)	(略)
二 法第四十一条の三十二において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出があつたとき。	(略)
三〇六 (略)	(略)

(公示)

第七十条 文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。

<p>三〇六 (略)</p>	<p>二 法第四十一条の三十八において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出(代表者の氏名の変更に係るものを除く。)があつたとき。</p>	<p>一 (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>三〇六 (略)</p>	<p>二 法第四十一条の三十八において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出があつたとき。</p>	<p>一 (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>